

広島県告示第千二百十六号

令和元年広島県告示第四百三十八号（広島県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 球技場の照明設備を区分してその二分の一又は四分の一の部分を使用する場合の利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲の上限額にそれぞれ二分の一又は四分の一を乗じて得た額以内とする。</p> <p>三二五 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二二四 (略)</p>